

清掃活動における注意点

日頃より清掃活動等の実施をご計画いただき、誠にありがとうございます。
活動によって生じるごみについて、いくつかご注意いただきたい点があります
ので、以下の事項を十分ご確認くださいますようお願いいたします。

- ◆ この制度によって回収できるごみは、原則として沼津市の家庭ごみとして収集できるものに限ります。詳しくは、下の表をご覧ください。
- ◆ ごみの回収まで、数日お時間をいただく場合があります。
- ◆ この制度で回収できない大型のごみ、処理が困難なごみ、危険物、産業廃棄物等は、その場から動かさずに、投棄されている土地、施設等の管理者に連絡し、対応を依頼してください。

	回収できるごみ	回収できないごみ
家庭ごみとして 収集できるごみ	<ul style="list-style-type: none">・一辺が概ね1m以内のもの・指定袋に入れてください (入らないものはそのまま)・ごみは計画書の区分に従って、 分別してください	
剪定枝等	<ul style="list-style-type: none">・直径5cm、長さ50cm程度ま での少量のもの・片手で持ちあがる程度の量ごと に、ひもで束ねてください	<ul style="list-style-type: none">・左記を超える大きさのもの・多量のもの
家電製品	<ul style="list-style-type: none">・右記以外の家庭用のもの・一辺が概ね1m以内で、1人で 持ち運ぶことができるもの	<ul style="list-style-type: none">・テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコ ン、洗濯機・乾燥機・パソコン、ディスプレイ・業務用の電気製品
危険物・処理困難物	<ul style="list-style-type: none">・この制度では回収できません	<ul style="list-style-type: none">・薬品等、処理が困難なもの・ガスボンベ等、爆発の恐れがあ るもの
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none">・この制度では回収できません	<ul style="list-style-type: none">・漁具、農業資材・ブロック、レンガ、コンクリート片・建築資材 ・タイヤ